

徳島県選挙管理委員会告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区、三好第一選挙区及び三好第二選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 24 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

| 選挙区名 | 数 |
|---------|---------|
| 美 馬 | 9,554 人 |
| 三 好 第 一 | 6,403 人 |
| 三 好 第 二 | 3,685 人 |